

サービスエリア等資産譲渡代金の還元策に関する検討委員会 報告

1. はじめに

(1) 検討を行うに至った経緯

道路4公団民営化に関する平成15年3月の政府・与党協議会において、従来、財団法人により行われてきたサービスエリア・パーキングエリアの運営は、サービス向上の観点から、民営化された高速道路会社に委ねることとし、財団法人は事業から撤退することが決定された。また、財団法人は、保有資産を活用し、公益事業を行うことにより、高速道路利用者に還元すべきこととされた。

これに基づき、平成18年4月、当時2つに分かれてサービスエリア等の運営を行っていた財団法人は、高速道路会社等に関係の資産・事業を譲渡、(財)高速道路交流推進財団として統合した。以降、財団は、譲渡代金の運用益等を活用し、高速道路利用に係る障害者支援に関する事業などの公益事業を実施してきた。

財団の保有資産の取扱いについては、国土交通省においても検討されてきたが、これらの資産が高速道路利用者の負担に由来するものであり、広く一般の高速道路利用者に、一層目に見える形で還元されるべきとの考えの下、

- ・ 財団の保有資産については、学識経験者等による、国民から納得の得られる第三者機関を設置し、客観的な視点で用途を決定する。
- ・ 財団は20年度から順次、事業等を整理・縮小し、5年後を目途に解散する。

旨、国土交通大臣が平成20年1月23日の参議院本会議において、答弁を行っている。

(参考)

○政府・与党協議会（H15. 3. 25）資料（抜粋）

道路関係四公団民営化に関し直ちに取り組む事項について

平成15年3月25日

国土交通省

2 関連法人の抜本的見直し

(2) SA・PA事業及び財団の見直し

SA・PA事業については、利用者サービスの向上を図るため、民営化（新会社と一体化）により、民間の経営ノウハウを最大限活用することとし、財団法人はSA・PA事業から撤退する。

財団法人は、保有資産（推定時価純資産額約300億円）を活用し、ETCを活用した社会実験、身障者の高速道路利用への支援等の公益事業を行うことにより、高速道路利用者に還元する。

○参議院本会議（平成20年1月23日）における国土交通大臣答弁

高速道路交流推進財団の今後の取扱いにつきましては、二十年度から順次事業等を整理縮小し、五年後をめどに解散し、その保有資産については高速道路利用者へ還元を図ります。

当財団は、平成十五年三月二十五日の政府・与党協議会で、財団法人はサービスエリア、パーキングエリア事業から撤退し、保有資産を活用し、公益事業を行うことにより高速道路利用者に還元するとされたことに基づきまして、平成十八年四月一日にサービスエリア、パーキングエリア事業から撤退し、高速道路利用に係る障害者の支援に関する事業等の実施により高速道路利用者への還元を実施してきたものでございます。

しかしながら、この際、資産については一層目に見える形で還元するため、学識経験者らによる国民から納得の得られる第三者機関を設置し、客観的な視点で用途を決定し、真に高速道路利用者の利便の増進につながる形での貢献を行った上で財団は解散いたします。

(2) 本検討委員会の位置づけ

本検討委員会は、上記(1)の経緯を踏まえた国土交通省からの委嘱により、(財)高速道路交流推進財団が保有している資産の用途のあり方について、第三者の立場から国土交通省に提言するものである。したがって、財団法人への支出の要請は本提言を受け国土交通省が行うべきものである。

また、検討委員会においては、提言に当たり、金額的な制約にとらわれず、基本的考え方及び具体的な用途の案を幅広く提案することとした。今後、提言を踏まえ国土交通省において技術的な検討を加えた上で財団法人に対し要請を行うこととなる。

なお、財団法人が現在行っている事業の取扱いについては、本検討委員会の検討対象には含まない。

2. 使途検討に当たっての基本的考え方

検討を行うに至った経緯等を踏まえ、以下の基本的考え方の下に、幅広く具体的な使途を検討した。

【一般の高速道路利用者が実感できる還元】

サービスエリア・パーキングエリアの資産は、これらの施設を利用した高速道路利用者の負担に由来するものであることを踏まえ、広く一般の高速道路利用者が実感できるような便益をもたらすものであること。

【財団の目的との一致】

(財)高速道路交流推進財団の寄附行為に定められた同財団の目的に一致するものであること。すなわち、「高速道路利用者の利便の増進に寄与する」ものであること。

【政策的課題の解決への寄与】

より公益性の高い使途となるよう、高速道路利用者への還元を通じ、現在我が国が抱える政策的課題の解決にも寄与するものであること。

【早期の還元】

財団の保有資産は、従来的高速道路利用者の負担に由来するものであることから、早期に還元することが可能なものであること。

【その他】

施設整備に用いようとする場合には、当該施設の継続的な管理体制が整っていること。

高速道路会社の資産となる施設は原則として対象としない。

3. 具体的な使途の提案

高速道路利用者や周辺地域におけるニーズに関する既往の調査結果を参考としつつ、現在我が国が抱える政策的課題の解決にも寄与するものとして、「地域の活性化」、「環境の保全」及び「安全・安心の確保」の3分野を念頭に、具体的な還元方策を検討した。数次にわたる議論を踏まえ、本検討委員会として、次のとおり具体的な使途の提案を行う。

地域の活性化

- ・ スマート I C の整備支援等高速道路の利用促進
- ・ サービスエリアの活用などによる地域活性化の支援 等

環境の保全

- ・ CO₂削減に資する E T C の普及促進など地球温暖化対策
- ・ 道路緑化など沿道環境の改善
- ・ サービスエリアの改善などによる高速道路利用環境の改善 等

安全、安心の確保

- ・ I T S を活用した情報提供などによる事故防止対策
- ・ 安心して利用できるサービスエリアの創造 等

具体的使途の案を別紙に示す。

4. むすび

本検討委員会が行った提言の内容に基づき、今後、国土交通省が財団に対し利用者への還元の実施につき要請を行い、早期に利用者への還元が具体化することを期待する。

その際、具体的な用途の選定について財団の意向にも配慮するとともに、還元の効果の利用者に実感を持って認知されるような形で行われることが望ましい。

なお、多岐にわたる高速道路のステークホルダーへの説明責任の観点から、利用者への還元に当たって、国土交通省は、財団の協力を得て、透明性の確保を図りつつ、進捗状況やその成果について、継続的にフォローアップしていくことが望ましい。

(別紙)

具体的な使途の提案

	項目	目的・効果	内容
地域活性化	スマートIC(インターチェンジ)を整備する地域に対する支援	地域の利便性の向上、新たな産業・業務機能の集積等	スマートICの設置を契機として地域の活性化を図ろうとする地方公共団体に対し、案内標識設置費を助成する等の支援を行う。
	SA・PAにおける地域産業・観光PRコーナーの設置に対する支援	地域の認知度の向上、立寄り客数の増加等	高速道路と連携することで地域の活性化を図ろうとする経済団体等がSA等に地域製品の紹介や観光情報の提供を行うコーナーを設置する際に支援を行う。
	ETCの普及促進	スマートICの利用率の向上、渋滞解消、環境改善等	スマートIC利用に不可欠であるとともに、CO2低減や渋滞解消にも資するETCの普及促進のため、地方公共団体等の普及促進事業に対する支援や、初期負担の軽減のための支援を行う。
環境の保全	道路緑化	CO2の削減、沿道環境、走行環境の改善等	地球温暖化対策、沿道環境対策の観点から、効果的な植樹方法を検討するための試験的な緑化を実施する。
	環境モデルSA(サービスエリア)の整備	CO2の削減、エリアの利用環境の改善等	今後のSAにおける環境対策のモデルとなるよう、特定のSAにおいて、実験的に、太陽光発電や温度上昇を抑制する舗装などの環境対策を集中的に実施する。
	SA・PA駐車スペースの増設	エリアの利用環境の改善、安全性の向上等	休日等に特に混雑が見られるSA・PAにおいて、駐車スペースを増設する。
	SAトイレの改善	エリアの利用環境の改善、安全性の向上	多客時の混雑が特に著しいSAを対象に、女性用トイレの増設、キッズトイレの設置等を行う。
安全・安心の確保	分かりやすい道路交通情報提供システムの整備	運転の安全性の向上、事故の減少等	渋滞状況など道路交通情報をリアルタイムで音声・画像等により運転者に分かりやすく提供する新VICISシステムを試験的に整備する。
	安全運転支援システムの整備	運転の安全性の向上、事故の減少等	停止車両の存在や路面の凍結状況等の危険事象をリアルタイムに把握し、運転者に分かりやすく情報提供する安全運転支援システムを試験的に整備する。
	IC出口逆走車両警告装置の整備	運転の安全性の向上、事故の減少等	逆走を起こしやすいIC出口を対象に、逆走を探知し、運転者に警告を行う装置を試験的に整備する。